

一般社団法人 三重県作業療法士会

定款施行規則

平成24年5月20日
平成25年7月12日
平成27年4月10日
令和 3年4月 9日
令和 5年7月14日
令和 6年4月12日
令和 8年2月13日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この施行規則は、一般社団法人三重県作業療法士会定款を受け、本会事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(会章)

第2条 本会会章を別図第1のとおり定める。

第2章 会 員

(入会)

第3条 定款第6条1項に規定する正会員及び定款第6条2項に規定する賛助会員になろうとする者は、本会ホームページ又はLINE公式アカウント内の申込フォームより事務局に届け出なくてはならない。

(正会員の入会金及び会費)

第4条 定款第6条1項に規定する正会員の入会金は1,000円とする。

2 定款第8条に規定する会費は、正会員にあっては年額5,000円とする。

3 入会金及び会費の納入は、原則として当該年度の8月末日までとする。

4 会費の納入は、原則として口座振替にて行うものとする。但し止むを得ない理由がある場合は、年会費振込申請書（別記第1号様式）を事務局に送付し、理事会の承認を得ればその限りではない。

5 正会員の入会金及び会費の変更は、総会の議決によらなければならない。

(賛助会員の会費及び特典)

第5条 賛助会員の会費及び特典は、別に定める賛助会員規程によるものとする。

(会員名簿)

第6条 会員は、氏名、勤務先、住所等に変更があったときには、本会ホームページ内又はLINE公式アカウントの申込フォームより事務局に遅滞なく届け出なくてはならない。

2 本会は会員名簿を作成し、会員の異動のある毎にこれを訂正する。

(退会)

第7条 正会員及び賛助会員において、定款第9条に規定する退会届の書式は、本会ホームページ内又はLINE公式アカウントの申込フォームとする。

2 正会員及び賛助会員において退会を希望する者は、前項の申込フォームより事務局に届け出なくてはならない。

(休会)

第8条 定款第12条に規定する休会に関し必要な事項は、別に定める休会規程によるものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の出席)

第9条 社員総会に出席する正会員は、その旨を本会で定めた書面（別記第2号様式）にて社員総会の前日必着で事務局に送付しなければならない。

(書面による議決権行使の方法)

第10条 正会員が、定款第22条に規定する書面による議決権の行使をする場合は、本会で定めた書面（別記第2号様式）を、社員総会の前日必着で事務局に送付しなければならない。

- 2 前項に規定する書面において、正会員が議案に対し賛否を明示しない場合、及び原案の修正案が提示された場合は、当該正会員の議決権は議長に委任されたものとする。

(議決権の代理行使の方法)

第11条 定款第22条に規定する議決権の代理行使は、社員総会ごとに代理権を証明する書面（別記第2号様式）を事務局に提出して行うこととする。

- 2 委任する正会員は、前項に規定する書面を、社員総会の前日必着で事務局に送付しなければならない。
- 3 正会員が委任できる代理人は正会員のみとし、委任できる人数は1名とする。複数の正会員が同一の正会員を代理人とすることは妨げない。
- 4 本条第1項に規定する書面に代理人氏名が記載されていない場合は、当該正会員の議決権は議長に委任されるものとする。

第4章 選挙

(選挙管理委員会の設置)

第12条 定款第27条1項に規定する役員の選任に係る選挙を行うため、選挙管理委員会を置く。

(選挙管理委員会の構成)

第13条 選挙管理委員会は、理事以外の2名により構成する。

- 2 委員長及び委員の委嘱は、本施行規則第21条3項に従うものとする。

(選挙の管理・運営に関する手引)

第14条 選挙業務の円滑な運営と管理を行うために、別に「選挙の管理・運営に関する手引」を定める。

第5章 会務運営

(事務局及び部の設置)

第15条 会務処理のために事務局及び部を置く。

- 2 事務局長は理事会の承認を得て会長が委託し、事務局員は事務局長の推薦を得て会長が委託する。
- 3 部長は理事会の承認を得て会長が委託し、部員は部長の推薦を得て会長が委託する。
- 4 事務局長及び部長は理事会に出席し意見を述べることができる。
- 5 事務局長、事務局員、部長、部員の任期は、定款第30条の役員の任期に準ずる。但し、理事会において別に定めた場合はこの限りではない。

(部内委員会の設置)

第16条 部長は部内業務の企画などに対し部内委員会・班を設置することができる。

(会務の分掌)

第17条 事務局及び部は、次のとおりとする。

事務局 財務部 学術部 教育部 広報部 啓発部 渉外部 組織部 福利部 地域リハビリテーション部

(分掌事項)

第18条 事務局及び部の分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

事務局

- (1) 会員の入退会、会員原簿に関すること
- (2) 会員名簿に関すること
- (3) 内外の公文書に関すること
- (4) 議案書、会議資料、議事録に関すること
- (5) 会議案内、会議場設営、接待に関すること
- (6) 総会議事運営に関すること
- (7) 儀礼関係、内外の来信に関すること
- (8) 資産の維持、管理に関すること
- (9) 機関誌等刊行物の発送と保管に関すること
- (10) 士会各部署の情報の収集、整理及び提供に関すること
- (11) 入会勧誘等に関すること
- (12) ホームページの運営及び維持、管理に関すること
- (13) その他各部に属さないことに関すること

財務部

- (1) 予算編成に関すること
- (2) 会費その他の収入活動に関すること

- (3) 支出、決算に関すること
- (4) その他財務に関すること

学術部

- (1) 会員を対象とした研修会の企画・運営に関すること
- (2) 作業療法の学術的発展に関すること
- (3) 学術資料の作成と収集に関すること
- (4) 三重県作業療法学会開催の長期・中期計画に関すること
- (5) その他学術に関すること

教育部

- (1) 生涯教育制度の研修に関すること
- (2) 養成教育に関すること
- (3) その他教育に関すること

広報部

- (1) 広報誌に関すること
- (2) ホームページに関すること
- (3) その他広報に関すること

啓発部

- (1) 県民に対する作業療法及び士会の啓発に関すること
- (2) 進路選択における作業療法及び士会の啓発に関すること
- (3) 県及び市町に対する作業療法及び士会の啓発に関すること
- (4) 関係団体・関係者への作業療法及び士会の啓発に関すること
- (5) その他作業療法及び士会の啓発に関すること

渉外部

- (1) 県及び市町の関係部署との折衝に関すること
- (2) 関係団体・関係者との連絡調整に関すること
- (3) その他渉外に関すること

組織部

- (1) 士会組織の長期・中期計画の策定に関すること
- (2) 各部署間の活動の調整に関すること
- (3) その他組織に関すること

福利部

- (1) 会員相互の親睦に関すること
- (2) 会員の地位及び待遇の向上に関すること
- (3) 会員の倫理向上に関すること
- (4) 倫理問題に関する連携・情報収集・相談・連絡・調整に関すること
- (5) その他会員の福利に関すること

地域リハビリテーション部

- (1) 地域包括ケアシステムへの参画に関すること
- (2) 地域における認知症作業療法の推進に関すること
- (3) その他地域リハビリテーションの質の向上に関すること

(室の設置)

第19条 部の規模に満たない会務分掌を行うものとして、室を置くことができる。

2 室は原則として、局又は部に属するものとする。

3 室長は理事会の承認を得て会長が委託し、室員は室長の推薦を得て会長が委託する。

(委員会の設置)

第20条 本会の会務運営にあたり委員会を置くことができる。

2 委員会は、常設委員会、特設委員会の2種とする。

3 常設及び特設委員会の委員長は、理事会の承認を得て会長が委託し、委員は委員長の推薦に基づき会長が委託する。

4 委員長及び委員の任期は、定款第30条の役員の任期に準ずる。但し、理事会において別に定められた場合はこの限りではない。

(常設委員会)

第21条 常設委員会は本会業務の基本事項について審議又は審議と執行を担当する。

2 常設委員会の種類及び分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

規約表彰委員会

- (1) 定款、定款施行規則等士会の規約に関すること
- (2) 士会表彰に関すること

(3) 他団体等の会員表彰の推薦に関する事

選挙管理委員会

(1) 役員の選挙に関する事

災害対策委員会

(1) 会員安否確認用の災害時緊急連絡網の整備に関する事

(2) 災害時に備えた行政及び災害支援団体との情報ネットワークの構築に関する事

(3) 会員の防災知識の向上及びそれに必要な研修会等の実施に関する事

(4) 県内外の被災地に対して本会が実施する人的・物的・経済的その他の支援内容の検討及び支援体制の整備に関する事

(5) その他災害に関し本会で必要と認めた事項に関する事

戦略企画委員会

(1) 本会の中長期的活動の提言に関する事

(2) 作業療法の保険に関する事

(3) その他緊急事項や今日の課題への対応に関する事

運転と作業療法委員会

(1) 移動支援にまつわる作業療法支援の質の向上および啓発活動に関する事

(2) 移動支援にまつわる県内の支援ネットワークの構築に関する事

(3) その他移動支援に関する事

倫理委員会

(1) 会員の倫理向上に関する事

(2) 倫理相談への対応に関する事

(3) 倫理対応体制の整備に関する事

(4) 日本作業療法士協会および他都道府県士会との連携に関する事

(5) その他倫理に関する事

発達支援推進委員会

(1) 5歳児健診事業に関する事

(2) 作業療法士における学校巡回に関する事

(3) 小児領域への外部依頼による講師派遣等の連絡調整に関する事

(4) その他発達支援に関する事

3 常設委員会の委員長は審議の結果を理事会に報告する。

4 常設委員会の委員長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(特設委員会)

第22条 特設委員会は、理事会の委託を受け、特定事項の審議又は審議と執行を担当する。

2 理事会は、特設委員会設置にあたり、任務の内容と期限を明示しなければならない。

3 特設委員会の委員長は審議の結果を理事会に報告する。

4 特設委員会の委員長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(部署の設置)

第23条 会務運営に必要な部署の設置は、理事会で決定することができる。

(諸規定)

第24条 会務運営に関する諸規定については、別に定めるものとする。

第6章 会議

(書面等による会議)

第25条 定款第37条に定める理事会を開催して、その議決を経る時間的余裕がない場合、書面等により議決を行うことができる。

(専決事項の処理)

第26条 事項が急施緊急を要し、総会・理事会・常任理事会を開催して、その議決を経る時間的余裕がない場合、総会・理事会・常任理事会の議決に代わって、会長が専決処理をすることができる。

2 専決事項は、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

3 第2項の承認の是非を問わず、すでに実施された事項は覆すことはできない。

(会議運営の手引き)

第27条 会議の運営を円滑に行うために、別に「会議運営の手引」を定める。

第7章 学会

(名称及び目的)

第28条 本会は、三重県作業療法学会（以下学会）を開催する。

2 学会は、作業療法に関する科学及び技術の研究並びにこれに関する事業を行う。

(役員)

第29条 学会に学会長1名を置く。

2 学会長の選任は、学術部の計画に基づき、理事会より推薦し、社員総会での承認が得られていることを要件とする。

3 学会長の選任は、原則として担当する年度の1年以前に行う。

(学会長)

第30条 学会長は、正会員の中から学会運営に必要な役員を委嘱し、その業務を総括する。

2 学会長は学会の企画・運営について学術部長と連絡をとる。

3 学会長は、必要に応じて理事会に出席し意見を述べるができる。

(演題応募の資格)

第31条 正会員は、演題発表応募の資格をもつ。但し、演題募集締切時点において当該年度の本会会費を納めていない会員は応募の資格をもたない。

2 上記以外の者は、学会長の承認を得て演題を応募することができる。

(演題の採否決定)

第32条 学会長は、応募演題について採否決定の権限をもつ。

(演題採否決定の手引)

第33条 演題採否を円滑に行うために、別に「演題採否決定の手引」を定める。

(予算及び決算)

第34条 学会の収支予算及び決算は、一般会計により執行する。

(運営の手引)

第35条 学会運営を円滑に行うために、別に「学会運営の手引」を定める。

第8章 地方組織

(地区ブロック)

第36条 各地方における作業療法の普及発展を図るため、正会員は、地区ごとにブロック組織を構成する。

2 各地区にブロック長1名、及び地区担当者若干名を置く。

3 ブロック長は、理事会の承認を得て会長が委託し、地区担当者はブロック長の推薦に基づき会長が委託する。

4 ブロック長及び地区担当者の任期は、定款第30条の役員の任期に準ずる。但し、理事会において別に定めた場合はこの限りではない。

5 ブロック組織への所属は、常勤の場合は勤務地のある地区に、非常勤や自宅会員の場合は勤務地又は現住所のある地区のいずれかに属するものとする。

(地区ブロックの役割)

第37条 ブロック長は、連絡網の整備を行い、本会からの依頼を受けて、会員への連絡を行う。

2 ブロック長及び地区担当者は、各ブロックの正会員に対し、研修会、懇親会等を企画、運営する。

3 ブロック長は、本会と地区ブロックとの連絡調整を行う。

(本会への報告義務等)

第38条 ブロック長は、当該地区の会員の動向及び活動状況について本会に報告する。

2 ブロック長は、当該地区の活動報告と決算及び次年度の活動計画と予算について本会に報告する。

(地区ブロックへの援助)

第39条 本会は地区ブロックとの連携にあたり、担当理事を置き、必要な援助を行う。

第9章 施行規則の変更

(規則の変更)

第40条 この施行規則は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

1. この規則は、平成24年5月20日から施行する。

2. この規則は、平成25年7月12日から一部改正により施行する。

3. この規則は、平成27年4月10日から一部改正により施行する。

4. この規則は、令和3年4月9日から一部改正により施行する。
5. この規則は、令和5年7月14日から一部改正により施行する。
6. この規則は、令和6年4月12日から一部改正により施行する。
7. この規則は、令和8年2月13日から一部改正により施行する。



《図1 会章》